

〈サービス利用料金〉

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)全てを含んだ一月単位の包括費用

要介護度区分	介護報酬単位	介護報酬額	自己負担額／月額
要支援 1	3,438単位	37,233円	3,724円 7,447円(2割負担者) 11,170円(3割負担者)
要支援 2	6,948単位	75,246円	7,525円 15,050円(2割負担者) 22,574円(3割負担者)
要介護 1	10,423単位	112,881円	11,289円 22,577円(2割負担者) 33,865円(3割負担者)
要介護 2	15,318単位	165,893円	16,590円 33,179円(2割負担者) 49,768円(3割負担者)
要介護 3	22,283単位	241,324円	24,133円 48,265円(2割負担者) 72,398円(3割負担者)
要介護 4	24,593単位	266,342円	26,635円 53,269円(2割負担者) 79,903円(3割負担者)
要介護 5	27,117単位	293,677円	29,368円 58,736円(2割負担者) 88,104円(3割負担者)

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日：通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日：利用契約を終了した日

☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

イ 加算(1日につき)

登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記の通り加算分の自己負担が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

また、事業者の体制、契約者の状況に応じて各加算額をお支払頂きます。

<初期加算費>

期間	単位数	利用料金／日額
登録した日から 30日以内の日額	30単位／日	33円／日額 65円／日額(2割負担者) 98円／日額(3割負担者)

<サービス提供体制強化加算>

条件	単位数	利用料金／月額
サービス提供体制強化加算Ⅰ 当該事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。①介護福祉士 70%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上	750単位／月	813円／月 1,625円／月(2割負担者) 2,437円／月(3割負担者)
サービス提供体制強化加算Ⅱ 当該事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 50%以上	640単位／月	694円／月 1,387円／月(2割負担者) 2,080円／月(3割負担者)
サービス提供体制強化加算Ⅲ 当該事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 40%以上 ②常勤職員 60%以上 ③勤続 7 年以上の者が 30%以上	350単位／月	379円／月 758円／月(2割負担者) 1,137円／月(3割負担者)

<総合マネジメント体制強化加算>

条件	単位数	利用料金／月額
他職種協働により、連携のための体制構築に取り組む事業所への体制加算	1,000単位／月	1,083円／月 2,166円／月(2割負担者) 3,249円／月(3割負担者)

<訪問体制強化加算>

条件	単位数	利用料金／月額
訪問サービスを積極的に提供する体制を整え、実施した事業所への体制加算	1,000単位／月	1,083円／月 2,166円／月(2割負担者) 3,249円／月(3割負担者)

<認知症加算>

条件	単位数	利用料金／月額
認知症日常生活度Ⅲ以上 (認知症加算Ⅰ)	800単位／月	867円／月 1,733円／月(2割負担者) 2,600円／月(3割負担者)
要介護2で認知症日常生活度ⅡaかⅡb (認知症加算Ⅱ)	500単位／月	542円／月 1,083円／月(2割負担者) 1,625円／月(3割負担者)

<介護職員処遇改善加算>

条件	利用料金
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率 10.2%を乗じた金額
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率 7.4%を乗じた金額

<介護職員特定処遇改善加算>

条件	利用料金／月額
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率 1.5%を乗じた金額
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率 1.2%を乗じた金額

<生活機能向上連携加算>

条件	単位数	利用料金／月額
生活機能向上連携加算Ⅰ 訪問リハビリテーションを実施している理学療法士等からの助言を受け、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とし小規模多機能型居宅介護計画を作成すること	100単位／月	109円／月 217円／月(2割負担者) 325円／月(3割負担者)
生活機能向上連携加算Ⅱ 訪問リハビリテーションを実施している理学療法士等が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同しておこない、介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成すること	200単位／月	217円／月 434円／月(2割負担者) 650円／月(3割負担者)

<若年性認知症利用者受入加算>

条件	単位数	利用料金／月額
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること	介護 800 単位／月	867円／月 1,733円／月(2割負担者) 2,600円／月(3割負担者)
	予防 450単位／月	488円／月 975円／月(2割負担者) 1,462円／月(3割負担者)

<口腔・栄養スクリーニング加算>

条件	単位数	利用料金／月額
利用開始時及び6ヶ月ごとに口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合	20単位／回 ※6月に1回を限度とする。	22円／回 44円／回(2割負担者) 65円／回(3割負担者)

<科学的介護推進体制加算>

条件	単位数	利用料金／月額
(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40単位／月	44円／月 87円／月(2割負担者) 130円／月(3割負担者)

ウ 社会福祉法人による利用者負担の減額

対象者は、住民税世帯非課税者のうち特に生計が困難な方であり、利用者負担減免対象確認証を保持されている方に限ります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要>

ア 食事の提供

イ 宿泊に要する費用

ウ 通常の事業の実施地域以外の契約者に対する送迎費及び交通費

(実施地域を超えた地点から、片道 5 km未満440円(税込)・10kmまで880円(税込)・10 km以上 5 km毎440円(税込)加算)

エ おむつ代等

オ 教養・娯楽費

カ 複写物の交付

☆ 経済状況に著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前迄にご説明します。

項目	内容	負担料金
食費	朝食代	400円
	昼食代	550円
	おやつ代	150円
	夕食代	500円
宿泊費	宿泊サービス費(1泊)	3,500円
おむつ等	おむつ代等	実費
電気代	私物の電化製品を持ち込まれ使用された場合(携帯電話、テレビ、電気毛布等)	1泊につき50円
その他	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担が適当と認められるもの	実費